

# 総務常任委員会初会合資料

政策調整部

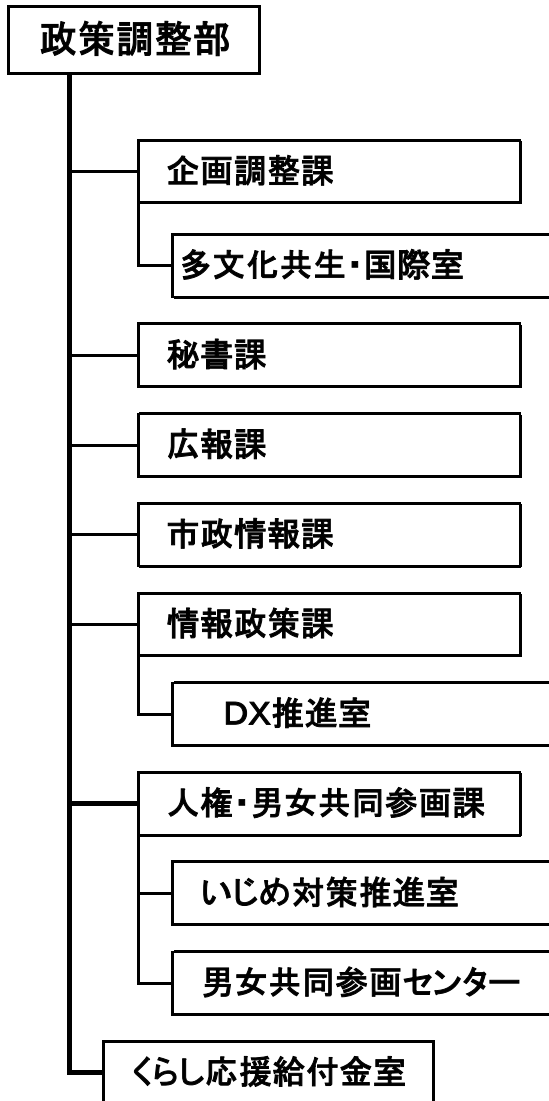
令和8年5月22日

## 目 次

1 行政機構図	.....	3
2 資 料		
(1) 企画調整課、多文化共生・国際室	.....	4
(2) 秘 書 課	.....	10
(3) 広 報 課	.....	12
(4) 市 政 情 報 課	.....	15
(5) 情報政策課、DX推進室	.....	19
(6) 人権・男女共同参画課、いじめ対策推進室、 男女共同参画センター	.....	25
(7) 暮らし応援給付金室	.....	32

# 行政機構図

令和8年4月1日現在



## 企画調整課、多文化共生・国際室

### 【企画調整課】

#### 1 課の事務概要

- (1) 市政の総合企画に関すること。
- (2) 政策の調査研究及び企画立案に関すること。
- (3) 市政運営に必要な調整に関すること。
- (4) 庁議に関すること。
- (5) 総合計画の策定及び進行管理に関すること。
- (6) 湖都大津まちづくり基金に係る寄附金及び企業版ふるさと納税に関すること。
- (7) 部門別企画との調整に関すること。
- (8) 国土利用計画に関すること。
- (9) 土地利用の総合企画及び総合調整に関すること。
- (10) 大津市土地利用問題協議会に関すること。
- (11) まちづくりの計画に係る関係団体との連絡調整に関すること。
- (12) 地域の振興計画に関すること。
- (13) 琵琶湖の総合的な保全に係る調整及び連絡に関すること。
- (14) 広域行政に関すること。
- (15) 大津市総合教育会議に関すること。
- (16) 自衛隊との連携に関すること。
- (17) 大学との連携に関すること。
- (18) 市長の特命事項に関すること。
- (19) 部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。

- (20) 公印の保管に関すること。
- (21) 課及び多文化共生・国際室の一般庶務に関すること。

**2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの**  
特になし

**3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの**

(1) ふるさと納税推進事業

ふるさと納税は、個人または企業（法人）が故郷や応援したい自治体に寄附することで、税制を通じた地方創生に資する制度である。

今年度は、経費率の見直し等により事業環境が厳しさを増すなかではあるが、魅力的な返礼品の開発に取り組みとともに、寄附者の利便性向上を図るため現地決済型の商品を拡充するなど、更なる寄附金増収のための取組を進めていく。

(ふるさと納税収入実績)

年度	ふるさと納税（個人）	前年度比（増加率）
令和3年度	248,414千円	+105.79%
令和4年度	286,385千円	+15.29%
令和5年度	337,315千円	+17.78%
令和6年度	437,482千円	+29.70%
令和7年度	584,998千円	+33.72%

## (2) 移住・定住の促進

移住・定住の相談会を、東京や大阪、名古屋で複数回開催し、本市の魅力のPRを積極的に行っている。

また、人口減少が顕著な地域をモデル地区に設定し、空き家利活用に向けた取組を進めている。令和8年度は、昨年度からのモデル地区でのセミナー及び個別相談・伴走支援を継続するとともに、モデル地区内の空き家と活用希望者とのマッチングが促進される空き家ツアー等、現地型のイベント等を実施する。更には、市街化調整区域における空き家利活用のあり方を有識者も交え、具体的に検討していく。

### 《スケジュール》

#### ● 移住・定住の相談会

令和8年8月、9年2月	大阪
令和8年9月	東京
令和8年10月、11月	名古屋

#### ● 空き家活用

令和8年4月	モデル地区4地区（葛川、真野北、仰木、上田上学区）の合同勉強会
5月～	空き家利活用に関するセミナー・個別相談
10月頃	空き家ツアー等の実施
通年（随時）	モデル地区の個別伴走支援

#### ● 市街化調整区域における空き家利活用のあり方検討

令和8年5月頃	現状把握と課題整理検討の枠組み設定（第1回）
10月頃	各手法の詳細検討と実現可能性評価（第2回）
9年2月頃	方針（案）の決定と工程の検討（第3回）

(3) 次期大津市総合計画の策定に向けた検討

現行の「大津市総合計画（基本構想、第3期実行計画）」が令和10年度末に終期を迎えることから、次期計画策定に向けた検討を進めていく。

また、同じく令和10年度末を終期とする「第5次国土利用計画」（平成29年度～令和10年度）についても、今後の方向性を検討していく。

《大津市総合計画の構成及び期間》

- 基本構想：平成29年度～令和10年度（12年間）
- 実行計画：4年毎に3期にわけて策定（第3期実行計画：令和7年度～令和10年度）

《スケジュール》

令和8年4～8月 次期大津市総合計画及び国土利用計画の策定方針について検討  
（計画の構成及び期間、策定スケジュール、策定体制、市民参画の手法等）

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

## 【多文化共生・国際室】

### 1 室の事務概要

- (1) 多文化共生の推進に関すること。
- (2) 国際交流の促進に関すること。
- (3) 姉妹都市、友好都市との調整及び渉外に関すること。
- (4) 公益財団法人天津市国際親善協会との連絡調整に関すること。

### 2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 特になし

### 3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

#### (1) 多文化共生推進事業

近年、本市においても外国人市民が増加しており、特に福祉や教育の現場において様々な課題が生じている。今後も外国人の増加が予想されることから、共生のための基盤を作るため、多文化共生及び国際交流に係る施策の方向性や取組内容を定める「天津市多文化共生・国際化推進プラン（仮称）」を策定する。

また、AIによる機械通訳や遠隔通訳を備えた多言語通訳支援サービスや「天津市行政文書翻訳・通訳サポーター制度」の運用、並びに多言語による情報提供により、日本語によるコミュニケーションが十分でない外国人市民の生活をサポートするほか、国際交流員による国際文化理解教室をはじめとする市民を対象とした講座・イベントの開催を通じて、国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的差異を認め合いながら地域の一員として共に生きていく多文化共生による地域づくりを推進する。

さらに、多文化共生の担い手である「天津市多文化共生ボランティア」を引き続き育成していくとともに、ボランティア活動を通じて外国人市民の交流機会を創出していく。

## (2) 国際親善推進事業

姉妹・友好都市等をはじめとする諸外国との友好親善交流を深めるとともに、市民の国際意識の向上を図り、地域の国際化を推進する。本年4月28日から同月30日には文学をきっかけに姉妹都市関係を締結したドイツ・ヴェルツブルク市を市長及び市職員2名が訪問し、市長をはじめとする関係者との友好親善を深めたほか、4月30日から5月2日にかけては2028年に姉妹都市提携50周年を迎えるスイス・インターラーケン市を訪問し、今後の交流事業について意見交換を行った。

《姉妹友好都市との主な交流事業》

- スイス・インターラーケン市・ドイツ・ヴェルツブルク市訪問（渡航期間：4月27日～5月4日）
- 滋賀県ミシガン州友好親善使節団派遣（11月中旬）

## 4 今年度においてパブリックコメントの手続を執ることを予定している計画

大津市多文化共生・国際化推進プラン（仮称）

## 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 大津市国際親善協会の今後について

本市の外郭団体である（公財）大津市国際親善協会については、令和9年3月末を以って解散することが昨年11月の理事会及び12月の評議員会で議決された。これを受けて、協会がこれまで実施してきた自主事業のうち、本市の多文化共生の推進に寄与してきた日本語教室及び外国人無料個別相談について、今後の在り方を検討していくほか、基本財産をはじめとする協会の残余財産の処分等、解散に向けた諸手続きについて、本市としても支援等を行っていく。

## 6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

# 秘 書 課

## 1 課の事務概要

- (1) 市長及び副市長の総合的な日程調整に関すること。
- (2) 市長及び副市長の政策に係る調整に関すること。
- (3) 秘書に関すること。
- (4) 交際及び渉外に関すること。
- (5) 市長の資産等の公開に関すること。
- (6) 褒賞及び表彰に関すること。
- (7) 名誉市民に関すること。
- (8) 課の一般庶務に関すること。

## 2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 特になし

## 3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

### (1) 市長及び副市長の総合的な日程調整について

市長、副市長の日程については、関係機関と密に連携し、地域行事や各種団体の会議等と重複しないよう、効率的かつ計画的な公務の調整を進めていく。また、市政における懸案事項の早期解決や、各施策を円滑に推進するため、関連部局との十分な協議時間を確保し、適切な市政運営が図れるようスケジュール管理に努めていく。

## 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画 特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの  
特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの  
特になし

# 広 報 課

## 1 課の事務概要

- (1) 市政の普及等広報活動に関すること。
- (2) 広報紙の編集発行に関すること。
- (3) 報道機関への情報提供及び連絡調整に関すること。

## 2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 特になし

## 3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

### (1) 市政の普及等広報活動に関すること

市政の広報活動は、市民との信頼関係を築く上で極めて重要であることから、報道機関に対するプレスリリースの質と量の充実に努めるとともに、多様な媒体を効果的に組み合わせた戦略的な情報発信を推進している。

#### ① テレビ、ラジオ等を媒体とした市政情報番組の製作・放送（予定）

「きらめき大津」（京都放送）	1回／年
「ハローOTSU」（ZTV）	4回／日
「インフォメーション大津」（FM滋賀）	2回／月

#### ② インターネット等を活用した市政情報の発信

- ・市ホームページに「広報おおつ」「市長記者会見」「報道発表資料」「まちの出来事」を掲載
- ・「広報おおつWEB」で広報おおつに掲載している市政情報等を発信
- ・広報課X（旧Twitter）で市政情報やまちの話題等を発信

### ③配信サービス等による市政情報の発信

観光やプロモーションの情報発信として、プレスリリース配信サービス及び情報発信ツールを活用した市外向けリリースの実施

### ④パブリシティ

- ・市長記者会見 7回程度／年
- ・記者発表 随時
- ・資料提供 1,152件／年（そのうち市提供：702件／年 令和7年度）

## （２）広報紙の編集発行に関すること

市政情報を広く届けるため「広報おおつ」を発行しており、防犯・防災、子育て、健康、観光など、市民ニーズに寄り添った情報発信に努めている。令和6年5月1日号の全面リニューアル以降、視認性と利便性の向上を図っており、市長コラム「佐藤市長の夢まち通信」や、文学のまち大津を象徴する連載「湖都の言の葉」などを通じて、タイムリーな市政情報の発信を行っている。

また、月1回の紙面発行（24頁・フルカラー）に加え、デジタル版「広報おおつWEB」の機能を活用し、イベント等のオンライン申込や詳細情報へのスムーズなアクセスを提供することで、利用者の利便性を高めている。

今後も紙面版とデジタル版のそれぞれの特性を活かしながら、幅広い層にきめ細かく情報を発信していく。

- |                  |                             |
|------------------|-----------------------------|
| ①「広報おおつ」の発行      | 12回／年（107,700部／回（R7年度実績平均）） |
| ②障害者向け「広報おおつ」の発行 |                             |
| 点字版広報おおつ         | 12回／年（85部／回）                |
| 声の広報おおつ（カセットテープ） | 12回／年（35本／回）                |
| 声の広報おおつ（デージー版CD） | 12回／年（70枚／回） ※デージー：デジタル録音図書 |

- 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画  
特になし
- 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの  
特になし
- 6 その他、特に報告すべきと思われるもの  
特になし

## 市政情報課

### 1 課の事務概要

- (1) 情報公開の実施に関する事。
- (2) 個人情報保護の実施に関する事。
- (3) 文書の整理及び保存に関する事。
- (4) 文書管理の企画指導に関する事。
- (5) 市政に必要な資料の収集及び管理に関する事。
- (6) 市政資料コーナーの管理及び運営に関する事。
- (7) 大津市情報公開・個人情報保護審査会に関する事。
- (8) 大津市情報公開条例に基づき公営企業管理者又は消防局長が行った公文書の公開の請求に対する決定又は当該請求に係る不作為についての行政不服審査法に基づく審査請求に対する裁決の処理に関する事。
- (9) 個人情報保護に関する法律に基づき公営企業管理者又は消防局長が行った保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての行政不服審査法に基づく審査請求に対する裁決の処理に関する事。
- (10) 基幹統計その他各種統計に関する事。
- (11) 統計調査員の選任及び研修に関する事。
- (12) 定期刊行物の発行に関する事。
- (13) 課の一般庶務に関する事。

### 2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 特になし

### 3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

#### (1) 情報公開及び個人情報保護の推進

##### ア 情報公開

公文書の公開を求める市民の権利を明らかにし、説明責任を果たし、市民に信頼される公正で透明な市政運営の確保に努めるために制定した「大津市情報公開条例」（平成14年条例第4号）に基づき、情報公開制度を運用している。

令和7年度の請求件数は451件（市民病院分0件）、決定に対する審査請求は6件（市民病院分0件）であり、今年度も引き続き適正な運用に努めていく。

##### イ 個人情報保護

デジタル社会形成整備法第51条による改正個人情報保護法が令和5年4月1日より施行され、改正法の規定が、地方公共団体にも直接適用されることとなった。今年度についても、改正法のもと、市民の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を守り、個人情報保護制度の適正な運用に努めていく。

なお、令和7年度の請求件数は、保有個人情報の開示請求は117件（うち、市民病院分42件含む）、訂正請求は1件（市民病院分0件）、利用停止請求は7件（市民病院分0件）であった。また、決定に対する審査請求は15件（市民病院分0件）であった。

##### ウ 情報公開・個人情報保護制度に係る研修会の実施

全職員を対象に情報公開・個人情報保護制度に関する理解を深めるための研修を実施する。また、所属長等を対象に有識者を講師とした専門的知識を深めるための研修を実施する。

#### (2) 統計調査の実施

国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的に、国からの法定受託事務として、公的統計の実施について定めた統計法(平成19年法律第53号)に基づき、基幹統計調査を年間計画に沿って実施する。

ア 令和8年経済センサス-活動調査（甲調査）（総務省・経済産業省）

全産業分野における事業所及び企業の経済活動の状態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とする各種の統計調査を行う際の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的とする。

（ア）調査期日：令和8年6月1日

（イ）調査対象：農林漁業に属する個人経営の事業所などを除く民営事業所 約13,000事業所

（ウ）調査項目：名称、所在地、経営組織、開設時期、従業員数、売上（収入金額）、費用総額、主な事業内容等

（エ）調査体制：指導員11人、調査員123人

イ 令和8年経済センサス-活動調査（乙調査）（総務省・経済産業省）

全産業分野における事業所及び企業の経済活動の状態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とする各種の統計調査を行う際の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的とする。

（ア）調査期日：6月1日（毎年実施）

（イ）調査対象：国及び地方公共団体の事業所 283事業所

（ウ）調査項目：名称、所在地、職員数、主な事業の内容

（エ）調査体制：県から送付される調査票等を担当部局に送付し、返信された調査票等の審査を行った上で、県へ送付する。

ウ 学校基本調査（文部科学省）

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

（ア）調査期日：5月1日（毎年実施）

（イ）調査対象：大津市内にある私立学校14校（内訳：中学校2、専修学校9、各種学校3）

※上記14校以外の大津市内にある大津市立及び私立の89学校園は各所管課で調査を行っている。

(ウ) 調査項目：学校数、在学者数、教職員数、学校施設、学校経費、卒業後の進路状況等

(エ) 調査体制：インターネット回答のリーフレット（ID・パスワード）、紙の調査票の配布

**4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画**

特になし

**5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの**

(1) 公文書管理の在り方について

庁舎整備や移転を視野に入れた公文書管理の見直しを推進するため、各所属における文書の管理状況の把握や文書保存期間の適正化、執務スペースにおける文書管理の在り方などについて検討を重ねていく。

**6 その他、特に報告すべきと思われるもの**

特になし

## 情報政策課、D X 推進室

### 【情報政策課】

#### 1 課の事務概要

- (1) 管理グループ
  - ア 情報システムの利用に係る企画及び調整に関すること。
  - イ 情報システムの運営及び管理に関すること。
  - ウ O A 機器の管理及び導入に関すること。
  - エ 情報セキュリティ対策に関すること。
  - オ 地域情報化に関すること。
  - カ 課の一般庶務に関すること。
- (2) システム運用グループ
  - ア 情報システムの利用に係る企画及び調整に関すること。
  - イ 情報システムの運営及び管理に関すること。
  - ウ O A 機器の管理及び導入に関すること。
  - エ 情報セキュリティ対策に関すること。
  - オ 自治体情報システム標準化に関すること。
  - カ 基幹系システムの運営及び管理に関すること。
- (3) 情報基盤グループ
  - ア 情報システムの利用に係る企画及び調整に関すること。
  - イ 情報システムの運営及び管理に関すること。
  - ウ O A 機器の管理及び導入に関すること。
  - エ 情報セキュリティ対策に関すること。

オ 情報通信基盤の運営及び管理に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの  
特になし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 自治体情報システム標準化

住民の利便性向上や行政運営の効率化、人的・財政的負担の軽減などを目的として、令和3年9月「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、地方公共団体は、令和7年度末までに国が策定する標準化基準に適合したシステム（標準準拠システム）への移行が義務付けられた。しかしながら、多くの地方公共団体では、事業者のリソースひっ迫に伴う開発・移行作業の遅延が生じており、令和8年度以降の移行とならざるを得ないシステム（以下、「特定移行支援システム」という。）が多数存在している。本市においても、対象となる20業務のうち10業務が特定移行支援システムに該当している。

なお、地方公共団体情報システム標準化基本方針の改定（令和6年12月閣議決定）及び、令和7年5月9日付け「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第十五次地方分権一括法）が成立したことにより、デジタル基盤改革支援基金の設置期限が5年間延長された。これにより、本市では、概ね5年以内での標準準拠システムへの移行を目指す。

(2) デジタルデバイド解消に向けた取組

社会全体のデジタル化が進む中、デジタル技術を扱うことができる人とできない人の「デジタルデバイド（情報格差）」対策は、デジタル化の推進を図る上で大きな課題である。とりわけスマートフォンは、個人が手軽にオンライン手続き等を行うことができるツールであることから、引き続き、出前講座や民間事業者と連携したスマホ相談会、スマホ教室を開催するほか、おうみデジタル活用サポーターと連携し、デジタル

デバイド解消に向けた取組みを進めていく。

＜令和7年度取組実績＞

熱心まちづくり出前講座： 9回開催、112人受講

スマホ教室： 60講座開催、のべ181人受講

スマホ相談会： 15回開催、223人参加

集合型スマホセミナー： 6会場、81人参加

移動型スマホセミナー： 12会場、81人参加

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画  
特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 自治体情報システム標準化

標準化移行後の運用経費については、大幅な増加が見込まれることから、中核市市長会や全国市長会による要望など、あらゆる機会を通じて、国に支援を求めていく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの  
特になし

## 【DX推進室】

### 1 室の事務概要

- (1) 大津市DX戦略の推進に関する事。
- (2) EBPMの推進に関する事。
- (3) オープンデータの推進に関する事。
- (4) DX推進室の一般庶務に関する事。

### 2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 特になし

### 3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

#### (1) 大津市DX戦略の推進

国が掲げるデジタル田園都市国家構想（デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる、心豊かな暮らしを実現するという構想）等を踏まえ、市民サービスの向上と行政事務の効率化を目的とした大津市DX戦略を推進している。

令和8年度は、本戦略に紐づく事業の指標設定ならびに最適化を行い、副市長を本部長、各部局長を委員とする大津市DX戦略本部員会議において、進捗を管理し、取組を推進する。

#### (2) ポケットおおつ利用基盤整備事業の実施

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高の影響を受けている市民生活を応援するとともに、デジタル行政サービスの基盤強化を図るため、ポケットおおつにマイナンバーカードで登録された市民を対象に、市内の登録店舗で利用できるデジタルポイントをアプリを通じて付与する。なお、令和8年11月頃の事業開始に向け、店舗開拓等の準備を進めていく。

### (3) EBPMの推進

データやその分析結果をはじめとした証拠に基づいて政策を立案するEBPMの取組を全庁的に推進していく。また、分析を担当する職員やデータ分析に携わったことのない職員を対象としたデータ分析研修を実施し、データを利活用した業務改善や政策立案に努めていく。

### (4) オープンデータの推進

本市が保有する情報やデータの全庁的なオープンデータ化を推進するために、データ所管課の担当者を対象とした研修を実施し、国が推奨するオープンデータセットを中心に、利用しやすい形式で本市オープンデータポータルサイトへの掲載を進める。

### (5) 日・ASEANスマートシティ・ネットワークハイレベル会合

国土交通省主催の「第8回 日・ASEANスマートシティ・ネットワークハイレベル会合」が本市で開催される。

本会合は、毎年秋頃に国内の都市で開催されており、国土交通大臣、関係省庁（内閣府、総務省、外務省、経済産業省、環境省）のほか、ASEANスマートシティ・ネットワーク（ASCN）に参加する国及び都市（10か国31都市）の代表者等、オンライン参加を含め約200名が参加し開催される。

本市は、会合当日のレセプション及び翌日のエクスカージョン（視察）の企画・運営を担っており、産業観光部MICE推進室と連携し、開催に向けた準備を進めていく。

## 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

- 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの  
特になし
- 6 その他、特に報告すべきと思われるもの  
特になし

# 人権・男女共同参画課、いじめ対策推進室、男女共同参画センター

## 【人権・男女共同参画課】

### 1 課の事務概要

- (1) 人権啓発に係る総合企画に関する事。
- (2) 人権啓発の推進に関する事。
- (3) 人権啓発及び人権擁護に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事。
- (4) 人権擁護委員の推薦等に関する事。
- (5) 人権擁護推進員の委嘱等に関する事。
- (6) 地域改善対策の経過措置に関する事。
- (7) 男女共同参画社会の形成に係る施策の総合企画及び推進に関する事。
- (8) 男女共同参画社会の形成に係る調査及び研究に関する事。
- (9) 男女共同参画社会の形成に係る関係機関等との連絡調整に関する事。
- (10) 男女共同参画の推進に係る啓発に関する事。
- (11) 女性の活躍推進に関する事。
- (12) その他男女共同参画社会の形成に関する事。
- (13) 男女共同参画センターとの連絡調整に関する事。
- (14) 課の一般庶務に関する事。

### 2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

おおつかがやきプランV（大津市男女共同参画推進計画・大津市女性活躍推進計画）（案）策定に向けた市民意識調査及び事業所アンケート

### 3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

#### (1) 人権啓発の推進

本市においては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及び大津市人権教育・啓発推進指針に基づき、人権に関する正しい理解と認識を深め、市民全体の人権を尊重する意識の醸成に努めている。

また、平成28年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されており、市としては、法に明記された「地域の実情」に応じて、今日までの方向性を堅持しながら人権啓発活動を推進していく。

#### (2) 男女共同参画の推進

##### ア 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発

令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする「おおつかがやきプランⅣ（大津市男女共同参画推進計画・大津市女性活躍推進計画）」に基づき、各種施策に取り組んでいく。

- ・次期計画策定
- ・男性の家事育児参画推進事業の実施

##### イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に係る取組の推進

令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする「大津市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、ドメスティック・バイオレンスなどの未然防止及び被害者の保護等に取り組んでいく。

- ・デートDV出前授業の実施
- ・事業者向けDV防止啓発の実施

##### ウ 性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解促進と相談支援

LGBTQ（性的マイノリティ）に関する市民の理解を促進し、多様性を尊重する社会を実現するため、研修や相談事業、各種啓発等を行っていく。

- ・ L G B T Q 啓発推進アドバイザー派遣の実施
- ・ L G B T Q 電話相談の実施

- 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画  
おおつかがやきプランV（大津市男女共同参画推進計画・大津市女性活躍推進計画）（案）
- 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの  
特になし
- 6 その他、特に報告すべきと思われるもの  
特になし

## 【いじめ対策推進室】

### 1 室の事務概要

- (1) いじめ相談に関すること。
- (2) 大津の子どもをいじめから守る委員会に関すること。
- (3) 大津市いじめに関する重大事態再調査委員会に関すること。
- (4) いじめ防止の啓発に関すること。
- (5) 室の一般庶務に関すること。

### 2 昨年度で実施した調査委託事業で、その成果を報告すべきと思われるもの 特になし

### 3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

#### (1) いじめに関する相談

子どもや保護者等からのいじめに関する相談に、相談調査専門員が対応している。また、面接相談のほか、フリーダイヤルによる電話相談、料金受取人払い郵便による手紙相談、メールフォームによる相談受付を実施している。

#### (2) 大津の子どもをいじめから守る委員会

大津市子どものいじめの防止に関する条例第14条の規定に基づき、「大津の子どもをいじめから守る委員会」を設置。同委員会は5名の委員で組織し、月1回程度の定例会を開催して相談等の案件についての調査や審査、関係者との調整、活動状況の市長への報告などを行っている。引き続き、定例会における協議のほか、学校園等を訪問して調整活動などを行っていく。

(3) いじめの防止のための広報啓発

大津市子どものいじめの防止に関する条例第10条では、毎年6月及び10月をいじめ防止啓発月間と定めており、子どもをいじめから守り、社会全体でいじめの防止への取組を推進するために、広報啓発活動を実施している。相談カードの配布や料金受取人払い郵便の相談用紙の配布などの相談窓口の広報のほか、市民への啓発活動として、人権講座において子どもへの理解を深め、どのように対処していくべきか考えていただくための講演会の開催や、庁舎懸垂幕の掲示による啓発月間の周知などを実施していく。

また、地域で主体的に子どものいじめの防止について考えていただくため、今年度は人権を考える大津市民のつどい日吉ブロックの集会との共催によるいじめ防止市民フォーラムを開催していく。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

## 【男女共同参画センター】

### 1 センターの事務概要

- (1) 男女共同参画社会の実現のための講座、研修会等の開催に関する事。
- (2) 男女共同参画社会の実現のための各種相談に関する事。
- (3) 男女共同参画社会の実現のための図書、資料及び情報の収集及び提供に関する事。
- (4) 男女共同参画社会の実現のための市民及び民間団体等の活動の支援及び交流の場の提供に関する事。
- (5) その他男女共同参画社会を実現するために必要な事。

### 2 昨年度で実施した調査委託事業で、その成果を報告すべきと思われるもの 特になし

### 3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

#### (1) 研修・講座事業

おおつかがやきプランⅣ（大津市男女共同参画推進計画・大津市女性活躍推進計画）」に基づき、男女の性別にかかわらず、一人一人が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、市民向け啓発や学習機会を提供していく。

#### (2) 相談事業

男女がともに自分らしく生きる上での様々な悩みに関する相談事業を実施している。  
(女性カウンセラーによる女性の悩み相談、LGBTQ 電話相談、面接相談及び電話相談)

### 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画 特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの  
特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

令和8年4月に独立行政法人男女共同参画機構が設立され、全国の男女共同参画センターの活動を支援する中核的な機関となったことから、同機構と密接に連携を図りながら事業の推進に努めていく。

## くらし応援給付金室

### 1 室の事務概要

- (1) くらし応援給付金に関すること。
- (2) 物価高対応子育て応援手当に関すること。
- (3) 室の一般庶務に関すること。

### 2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 特になし

### 3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

#### (1) くらし応援給付金

食料品等の物価高騰による負担を軽減するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、大津市独自の制度として、平成19年4月1日以前生まれの令和8年1月1日時点における本市住民登録者を対象とし、くらし応援給付金（市民1人あたり現金7,000円）を支給。申請期限は、令和8年7月31日

#### ●全支給対象者数

287,596人（うちプッシュ通知203,514人、支給要件確認書84,082人）

#### ●支給状況（令和8年5月18日時点）

237,780人（うちプッシュ通知202,125人、支給要件確認書35,655人）  
約82.6%の支給が完了。

引き続き、未申請者への申請勧奨や広報おおつ、滋賀リビング新聞、本市のアプリ、SNSアカウント等による周知を実施し、支給率の向上に努める。

(2) 物価高対応子育て応援手当

物価高の影響が長期化する中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、国の全国一律の支援として、対象児童1人につき2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給する。令和7年9月分児童手当の支給対象児童（令和7年9月に出生した児童については10月分）を基準とし、原則申請不要（本市在住の他市勤務公務員等は申請が必要）で支給する。申請期限は、令和8年5月29日

● 予定支給対象児童数

56,345人

● 支給状況（令和8年5月18日時点）

54,703人

約97.1%の支給が完了

4 今年度においてパブリックコメントの手続を執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし